羽生市地形図 22

用途地域一計画図（変更後）

平成二十年三月作成

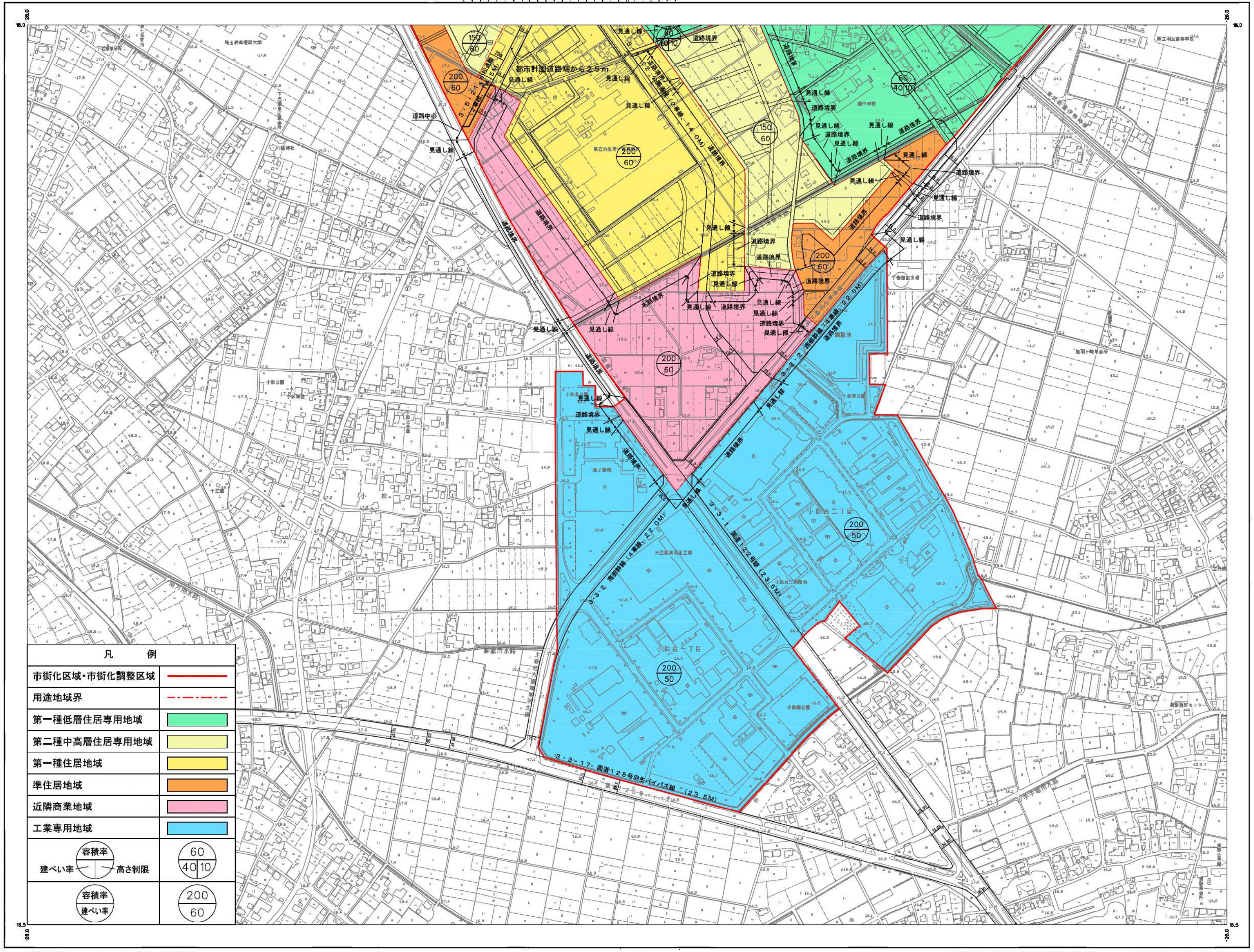
150
60
200
60
60
40 10
200
50
都市計画道路端から25m
見通し線
道路境界
道路中心
3・3・1 国道122号線（23.5M）
3・3・2 南部幹線（4車線・22.0M）
3・3・17 国道125号羽生バイパス線（23.5M）
小松台一丁目
小松台二丁目
南方用水路
1:2,500
0 50 100 200 300 400 500m

凡 例	
市街化区域・市街化調整区域	―
用途地域界	－・－・－
第一種低層住居専用地域	🟩
第二種中高層住居専用地域	🟨
第一種住居地域	🟨
準住居地域	🟧
近隣商業地域	▨
工業専用地域	🟦
容積率 建ぺい率 高さ制限	60 40 10
容積率 建ぺい率	200 60

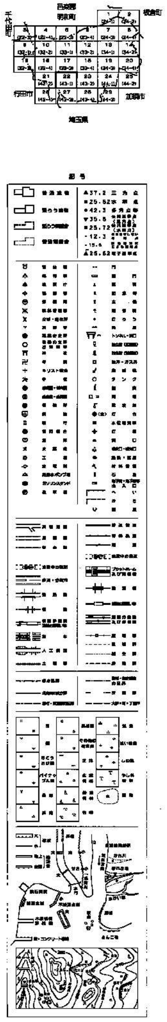

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第IX座標系。
平面直角座標値は、世界測地系による
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

国際航業株式会社調製

平成２０年編集

（1）

（1）撮影 平成19年10月
調査 平成19年12月

1:2,500

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである（承認番号） 平19 関公 第270号 」

著作権所有兼発行者 羽 生 市

許可なく複製を禁ずる

NO.22
（IX-JD43-1）